

市民参画条例（仮称）提言条文項目（案）

1	前文	
2	基本理念	や××という言葉を含むこと。
3	目的	
4	言葉の定義	市民活動、市民活動団体、パートナーシップ、協働など条例中で使用することについては明確かつ平易に理解できるように定義すること。 人によって解釈が違ふ言葉やはっきりした定義が確定しないままに言葉を使用しない。
5	参画できる対象施策	原則すべての市民生活に関わる施策に、市民が参画できるようにする。
6	審議会の公募等	審議会は男女比や公募を考慮した委員構成にすること。 原則として審議会を設置する場合には公募委員を含むこととし、また男女比に配慮すること。また、公募実施審議会占率、委員の中で公募委員が占める割合、男女比数値目標等は別途検討いただきたい。
7	情報の提供・共有	市民参画の基本は市と市民の双方向の情報提供による情報の共有であると考えられる。施作実施の各段階において、市は市民にあらゆる情報を提供し、市民と情報を共有しなければならない。なお、個人情報の保護については十分配慮すること。
8	広聴	市は市民が自発的に提出した意見を総合的かつ多面的に検討しなければならない。 現在も市長への手紙やふれあいティータイムなどを行っているが不十分であると考えられる。また、市民は市に要望を行い、市がそれを負託して実施するという方法から脱却し、市民は市に提案を行い、しはそれを受け入れ、共に考えていくという方法へ転換しなければならない。
9	市政への参画	行政は参画の為の方法確保・環境整備を行うこと。たとえば、アンケート、意見公募、ワークショップ、協働の為の組織設置、事業委託・受託（施設運営等）、市民・行政職員的能力開発、市民参画窓口設置などが考えられる。
10	協働の場の設置	市は市民と市職員との対話の場を設けることその他適切な方法により協働の場を設けること。 市の作成した案を市民が審議するのではなく、市と市民とが、共に研究し、考え、実施していけるような場を設置すべきである。
11	市民活動環境整備	市は、市が提供しがたい社会的使命（公益性・ミッション）を実現する活動を行う団体へ、公平性・自律性を尊重しつつ支援を行う。例えば、学習機会提供、人材育成、ファンド、税制優遇措置、公共的空間活用支援、機関紙の発行、市民活動支援組織（中間支援組織等）の創設支援、窓口設置
12	市の責務・役割	市は、基本理念に基づき、市民参画を積極的に推し進め、市民活動に対する理解を深め、その自律的活動に協力するよう努めること。 市は、市の施策決定プロセスの中に市民の声が反映されるように必要な措置をとること。また、市民参加の原動力である、市民活動に対し理解を深めること。
13	市民の責務・役割	市民は、行政への参画をするとともに、市民活動に対する理解を深め、その自律的活動に協力・協力するよう努めること。 市民は、市に対して積極的に責任をもった発言・提案・参画を行うとともに、市民活動に対し理解を深め積極的に参加すること。
14	市民活動団体の責務・役割	市民活動団体は、市に対して積極的に責任をもった発言・提案・参画を行うとともに、市や市民が市民活動に対し理解を深め積極的に参加することを促すように努めること。
15	事業者の責務・役割	事業者は、市民活動に対する理解を深め、その自律的活動に協力するよう努めること。 事業者は、市民活動に対し理解を深め、従業員が市民活動に参加することを促すように努めること。
16	報告	市は、市民参画の進展の度合いを定期的に市民に調査報告すること。市は意識調査実施すること他市民意見の積極的な把握を継続して実施すること。 市は、市民参画の進展の度合いを調査し、年次白書やレポートという形式で公表し、市民参画が実際どの程度行われているか市民に知らせなければならない。
17	チェック機関	市は、次の目的のための機関を、公募委員を含める形で設置しなければならない。1．市全体として市民参画が進展しているかをチェック・評価する機能 2．団体の自律性を尊重しながら、公平な支援を行っているかをチェック・評価する機能 3．ニーズ・意識調査機能

条例にはこの他、委任・附則等がはいるのが通例です。